

古代東アジアの「大王」について

— 百濟大王考補論 —

坂 元 義 種

はじめに

五世紀の百濟に「王」・「侯」を従え、その上に君臨しようとしていた、いわゆる「百濟大王」について、かつて若干の検討を試みたことがあったが、それは主として百濟国家内部の問題に重点をおいたものであった。⁽¹⁾ところが、百濟に「大王」が生まれた前後に、その近隣諸国にも「大王」が成立していたのである。すなわち、四世紀末には高句麗に、五世紀前期には倭国に、六世紀中頃には新羅に、それぞれ「大王」が誕生していたのである。この高句麗・新羅・倭国の「大王」の成立過程を調べたところ、次のような事柄が明らかになった。⁽²⁾いずれの場合も、支配領域が急速に拡大する時期にあたり、隣接諸国の臣属―具体的には朝貢とか入質(子)―をうけ、時には外国の君長の封冊さえも行なっているのである。しかし、他方、それらはいずれも中国王朝の封冊をうけ、これを通じて国際社会における自己の位置づけを行ない、その王権の正統性の保障をえようとしていたのである。すなわち、高句麗王は、三九

古代東アジアの「大王」について

五年燕王宝によって「平州牧」となり「封遼東・帶方二国王」⁽³⁾せられ、四一三年には晋の安帝より「使持節都督營州諸軍事征東將軍高句麗王樂浪公」に封冊され、四二〇年には宋の武帝より「征東大將軍」⁽⁴⁾に、四二二年には「散騎常侍」を加え「督平州諸軍事」を増されている。⁽⁵⁾従って、この時の高句麗王の正式の称号は「使持節散騎常侍都督營平二州諸軍事征東大將軍高句麗王樂浪公」ということになる。⁽⁷⁾この称号の意味するところは、高句麗王の「樂浪」地方の支配権はもとより、北燕勢力下の「營・平二州」の軍事権をも認めたもので、もしも実力がともなうならば、この地方を征服してその治下におさめてもよろしいという南宋の承認を、高句麗王はえたこととなる。次に、倭国王は、四三〇年までに「使持節都督倭新羅任那秦韓慕韓五国諸軍事安東大將軍倭国王」に封ぜられていたものと思うが、四五一年には確実に「使持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事安東大將軍倭国王」に封冊されている。⁽⁶⁾倭国王は、百濟を除く南朝鮮の軍事的支配権を認められていたのである。⁽¹⁰⁾ついで新羅王は、若干おくれで五六五年、北齊の武帝より「使持節東夷

校尉楽浪郡公新羅王」に封冊されている⁽¹¹⁾。楽浪地方の支配権が新羅王に認められている点は注目に値しよう。ところで、高句麗・新羅・倭国の「大王」の成立にさいして、そこに一貫してみられたものの一つに、国際的契機ともいべきものがあつた。このように、「大王」とは、本来、国際関係の中でとらえられるべきものである。そこで、かかる視点から、△百済大王▽の成立を考察することとしたい。

また、△百済大王▽は、彼の授爵した「王」・「侯」・「太守」・「將軍」等の「除正」を中国王朝に請うていたが、「王」・「侯」については、ついに許されなかつた⁽¹²⁾。いまその一例をあげ、参考に供しよう。

(A) (上闕) 報功労働、実存名烈。仮行寧朔將軍臣姐瑾等四人、振竭忠効、攘除国難、志勇果毅、等威名将、可謂扞城。固蕃社稷、論功料勤、宜在甄顯。今依例輒假行職、伏願恩愍除所假。寧朔將軍面中王姐瑾、曆贊時務、武功並列、今假行冠軍將軍都將軍都漢王。建威將軍八中侯餘古、弱冠輔佐、忠効夙著、今假行寧朔將軍阿錯王。建威將軍餘歴、忠款有素、文武烈頭、今假行龍驤將軍邁廬王。広武將軍餘固、忠効時務、光宣国政、今假行建威將軍弗斯侯。

(B) 臣所遣行建威將軍広陽太守兼長史臣高達、行建威將軍朝鮮太守兼司馬臣楊茂、行宣威將軍兼參軍臣会邁等三人、志行清亮、忠款夙著。往太始中、比使宋朝、今任臣使、冒涉波險。尋其至効、宜在進爵。謹依先例、各假行職。且玄澤靈休、萬里所企。況親趾天庭、乃不蒙頼。伏願天監、特除正。達、辺効夙著、勤勞公務、今假行龍驤將軍帶方太守。茂、志行清亮、公務不

廢、今假行建威將軍広陵太守。邁、執志周密、屢致勤効、今假行広武將軍清河太守。

(C) 詔可、並賜軍号、除太守。

(以上、南齊書百済国伝)

というのであるが、史料(C)にみる如く、除正は「將軍」・「太守」号にとどまり、「王」・「侯」についてふれるところはなかつた。おそらく、百済王の「王」・「侯」に関する封冊は、中国王朝の認めるところではなかつたのであろう。この点について検討を加えるのが、本稿のいま一つの目的である。なお、そのさい、古代東アジアの他の地域における△大王▽とその属下の「王」・「侯」について調べ、△百済大王▽の国際的な地位をも明らかにしてみたいと思つている。

一、△百済大王▽の成立

百済は、かつての三韓のうち、馬韓に属した「伯済国」を、その前身とするらしい。ところで、この馬韓は、辰韓・弁辰がそれぞれ二三国からなつていたのに対し、五五国からなり、また弁辰韓の大国が四〇五千家、小国が六〇七百家であつたのに対し、馬韓では大国は万余家、小国でも数千家を有したといふ⁽¹³⁾。まさに三韓のうち「馬韓最大」であつた⁽¹⁴⁾。なお、これらの国には「長帥」があり、その大なるものは「臣智」と自称し、他に「邑借」と称すものもあつた。「伯済国」も最低数千家からなり、「臣智」・「邑借」の支配がおこなわれていたことであろう。ところが、韓には「辰王」といふものがいて、これが馬韓の月支国を治所とし、三韓に王として臨んでいたといふ。もつとも辰王も階層的には

「臣智」であり、その大なるものとどまり、いまだ絶対王権を有するには至っていないかった。

魏志韓伝の「弁辰韓合二十四国、大国四五千家、小国六七百家、総四万戸、其十二国属辰王、辰王常用馬韓人作之、世々相繼、辰王不得自立為王」の条は読解しにくい箇所ではあるが、すくなくとも「辰王、自立して王たるをえず」という状態だけは知りえよう。ここには、ほぼ同じ頃、倭国の卑弥呼が「共立」されて「王」となった状態を想起させるものがある。辰王は△共立王▽であったものと思われる。魏略は、この箇所を「明其為流移之人、故為馬韓所制」と伝えているが、△流移の人であるから、馬韓に制せられた▽というのも一つの解釈にすぎない。肝心なことは、①辰王が馬韓の勢力―具体的には臣智―と密接な関係にあったこと、②辰王は「流移之人」と考えられていたこと、である。これらをまとめてみると、辰王は「流移之人」であり、馬韓の臣智らの△共立▽をうけて「王」となっていたものといえよう。後漢書韓伝は「馬韓最大、共立其種為辰王」と記し、これは辰王を「共立」王と解している。ところで、後漢書韓伝のこの箇所は、いま一つ、重要な提言をしているのである。それは、馬韓が「其種」を立てて辰王とした、という点である。これによると、辰王は、馬韓―具体的には馬韓の臣智―と「種」を同じくするものなのである。さきにもた如く、辰王は「流移之人」であり、馬韓の臣智がこれと同「種」のものなら、これもまた「流移之人」ということになる。このように「流移之人」は、辰王をはじめとする韓の支配階層のかなりの部分を形成していたのであろう。韓における征服王朝の揺籃期である。なかでも辰王の地位は高く

古代東アジアの△大王▽について

評価されねばなるまい。辰王は、その属下に「魏率善邑君・帰義侯・中郎将・都尉・伯長」といった官を従えていたという。これは辰王が中国の制度を積極的に活用していた一証であり、またすでに韓においてかかる称号が十分意義あるものと認められていたことを示すものであろう。中国王朝は、周辺諸地域の統制上、さまざまな称号を創造し、その君長・主帥らに与えていた。ちなみに冊府元龜外臣部封冊条から、当面の問題に関連しそうな称号を、後漢から晋代にかけて順にひろうなら、次のようなものがある。

「漢莎車建功懷德王」・「高句麗侯」・「高句麗王」・「王・侯・君長」・「帰漢里君」・「帰義君長」・「邛穀王」・「漢廉斯邑君」・「君長」・「破虜傍邑侯」・「邑君長」・「鮮卑王」・「奉通邑君」・「破虜侯」・「羗侯」・「羗王」・「率衆王」・「率衆侯」・「南单于」・「单于」・「帰義王」・「親漢王」・「親魏大月氏(王)」・「親魏倭王」・「率善中郎将」・「率善校尉」・「邑君」・「邑長」・「不耐侯」・「不耐濊王」・「大宛王」・「大单于」・「親晋王」・「百济王」・「仇池公」・「百項王」・「高麗王楽浪郡公」

以上、順にかかげてみたが、「王」・「侯」や「率衆王」は各所にあられるため、一箇所のみをあげて参考とする。称号の種類からいえば、「单于」・「王」・「公」・「侯」・「君長」・「邑君」・「邑長」・「中郎将」・「校尉」・「都尉」がみえている。なお、「王」・「侯」の場合、その称号が、(a)そのまま支配する地域や種族等をあらわすものと、そうではなく、(b)状態等をあらわす、より理念的なものとがある。高句麗(王・侯)、邛穀(王)、鮮卑(王)、羗(王・侯)、不耐濊

(王・侯)、百濟(王)、百項(王)等は(a)に属し、破虜傍邑(侯)、破虜(侯)、率衆(王・侯)、帰義(王)、親漢(王)、親晋(王)等は(b)に属す。このほか、(c)それら両者の属性を有すものには、漢莎車建功懷德(王)、親魏大月氏(王)、親魏倭(王)等がある。この(a)・(b)・(c)の分類は、王・侯に限らず、その他の称号においてもみられるものである。

さて、辰王の属下の官名は、これまでみてきた称号からも理解されるように、「(率善)邑君」・「(帰義)侯」・「(中郎将)」といずれも他例のあるものであった。⁽¹⁸⁾なお、この辰王属下の官号の順は、おそらく辰王朝内の地位をそのまま示すものであったと思われる。「帰義侯」が「(率善)邑君」の下に記されているのを不審として、「帰義中郎将」の誤りとする見解もあるが、⁽¹⁹⁾ここはそのままでも解しうるように思う。すなわち、魏は遼東攻略にさいし「諸韓国臣智、加賜邑君印綬」したが、「臣智」とは「長帥」の大なるものであり、辰王なども「臣智」を称した一人であった。従って、魏が「臣智」に与えた「邑君」の称号は、諸国の君長△王▽を意味するものであったと考える。また「臣智」に与えられた「邑君印綬」とは、辰王属下の「率善邑君」が「魏率善邑君」と記されているところから、「率善邑君」の「印綬」であったと思われる。ところで、この「率善(邑君)」であるが、これは卑弥呼の属下に与えられた「率善(中郎将)・(校尉)」以外には類例がなく、これからみると、魏が東夷支配にさいして、あらたに創出した名称のように思われる。⁽²⁰⁾それはともかく、これらの考察から、辰王がかなり高い地位を占めるものであったこと、またその王朝が中国制度の消化吸収につ

とめていたこと等が、いくぶんなりとも指摘できたかと思う。

馬韓諸国の多くは「流移之人」が支配層たる臣智等におさまり、魏が公孫氏にかわって朝鮮半島に進出すると、これと結んで、その「率善邑君」等の称号をうけた。また、彼等は、自己と種族を同じくする「流移之人」を「辰王」に「共立」して、⁽²¹⁾南韓にその強盛を誇った。「伯济国」もこのうちの一つだったのである。やがて、この「伯济国」が馬韓の覇者となり、隣接諸国を併合して強国となっていた。この発展の原動力をなしたのもこそ、高句麗と同じく遼東の東にいた扶余系の一団だったのである。⁽²²⁾百濟が、ほぼ馬韓の君主としての地位を確保し、△馬韓王▽の名ならぬ「百濟王」の称号で中国史書にあらわれる初見は、三七二年の東晋に遣使朝貢したさいであった。百濟王朝の成立を誇りやかに名乗りあげたわけである。時に東晋の簡文帝、咸安二年春正月辛丑のことであった。これに対して、東晋は、その六月、使を遣わして「⁽²³⁾百濟王余句、為鎮東將軍領樂浪太守」したのである。

ところで、三七二年に百濟王が遣使朝貢するまで、馬韓の中国交渉がどのようなものであったか、少し考えておきたい。

馬韓は、晋書東夷伝馬韓条によると、「武帝大康元年(二八〇)・二年、其主頻遣使入貢三方物。七年・八年・十年又頻至。太熙元年(二九〇)、詣東夷校尉何龕上獻。咸寧三年(二七七)、復来。明年又請内附」とみえている。そこに「其主」とある如く、△馬韓王▽とも称すべきものの存在が想定される。しかし、晋書本紀には、それらを「東夷十国帰化」・「東夷二十国朝献」、「東夷五国朝献」・「東夷五国内附」、「東夷十一国内附」・「馬韓等十一国遣使来献」、「東夷二国

内附」、「東夷十一国内附」・「東夷絶遠三十余国来献」、「東夷七国内附」、「東夷三国、各帥種人部落内附」、「東夷六国来献」・「東夷九国内附」と記すのみで、馬韓王を独立して扱っていない。これは、馬韓王というものが、東夷諸小国の中のぬきんでた存在になつていないことを示すものかも知れぬが、むしろ、馬韓が未だ統一されておらず、その中の有力な国が「主」を自称して朝貢したものと解すべきであろう。また、晋書本紀の書きぶりからすると、数ヶ国が一つのまとまりをなして、分散的に朝貢しているようである。ここで想起されるのは、後漢書倭伝の「安帝永初元年（一〇七）、倭国王帥升（倭面土国王帥升）等、献生口百六十人、願請見」の⁽²⁴⁾記事である。馬韓が何時頃から百

第一表 百濟外交年表

年	日	事	新羅	倭
364	甲子		百濟、遣使聘ス	百濟、倭国へノ遣ヲ求め、卑淳国ニ至ル（書紀）
366	丙寅		百濟、良馬二匹ヲ送ル	倭国ノ使者百濟ニ至ル（書紀）
367	丁卯			百濟、遣使朝貢ス（書紀）
368	戊辰			
369	己巳			
370	庚午			
371	辛未			

古代東アジアの大王について

濟を中心にかんがりのまとまりある国家を形成したのか、はっきりしないが、右のような過程をへて、おそくとも四世紀中頃には、かなりの規模に進んだものと思われる。三七二年の遣使朝貢は、百濟国家の形成期にあたり、一つの記念碑的な役割を果たしたことであろう。次に、百濟国家の発展を、東アジアの国際関係の中において考察することとしたい。なお、ここにとりあげる東アジアとは、中国王朝を中心とする朝鮮と日本であり、当時の国名でいえば、高句麗・新羅・倭、それに四と五世紀の中国諸王朝—晋・宋・齊と魏—のことである。百濟とこれら諸国との関係を表記したものが「百濟外交年表」（第一表）であり、これにもとづいて論述していく。

	国	内	中	国	高	句	麗	新	羅	倭
372	壬	申								百濟，遣使朝貢シ，七支刀等ヲ獻ズ(書紀)
373	癸	酉		(正月) 東晋ニ遣使朝貢ス(晋書)冊サル<(6月) 百濟王余旬，封浪守>(晋書)						
375	乙	亥		東晋ニ遣使朝貢ス						
376	丙	子								
377	丁	丑								
379	己	卯		東晋ニ遣使スルモ達セズニ還ル						
384	甲	申		(7月) 東晋ニ遣使シテ生口ヲ獻ズ(晋書・梁書)至ル(9月) 胡僧，晋ヨリ至ル						
385	乙	酉								
386	丙	戌		世子余暉，封冊サル(晋書)<使持節，都督鎮東將軍百濟王>						
389	己	丑								
390	庚	寅								
391	辛	卯								
392	壬	辰								
393	癸	巳								
394	甲	午								ユノコロ百濟，倭ノ臣民トナル(倭)
395	乙	未								倭，百濟ノ無礼ヲセメ，阿花王ヲ立シ(書紀)

396	丙申			麗王，躬カラ百済ヲ攻ム，百済王，如客々ララント誓イ，貢ヲ出ス(碑)	百済，遣使朝貢ス(書紀)
397	丁酉				百済，太子腆支ヲ質トス(書紀)
398	戊戌			百済王，漢山ノ北柵ニ至ル	百済，倭ト和通ス(碑)
399	己亥			百済王，高句麗ヲ伐タントシ，兵馬ヲ徵ス，民多ク新羅ニ奔ル	百済，遣使シテ，大珠ヲ求ム百済，縫衣工女ヲ貢ズ(書紀)倭国ノ使者至リ，優礼ス百済，良馬二匹ヲ送ル(書紀)
402	壬寅				倭王，兵士百人ヲツテ腆支ヲ送リ，百済王トス(書紀)
403	癸卯				倭国，夜明珠ヲ送リ，百済王之ヲ優礼ス
404	甲辰				〔木満致，倭王ノ權威ヲカリ勢力ヲテリ(書紀)〕
405	乙巳	阿莘王薨シ，腆支王立ッ			百済，遣使朝貢シ，白綿10匹ヲ送ル
406	丙午		東晋ニ遣使朝貢ス		
409	己酉				
414	甲寅	〔腆支王薨シ，久爾辛王立ッ(書紀)〕			
416	丙辰		余映，封冊サル(宋書)〈使持節都督百済諸軍事鎮東將軍百済王〉		
418	戊午				
420	庚申	腆支王薨シ，久爾辛王立ッ			
424	甲子		扶余映，鎮東大將軍トナル(宋書)		
425	乙丑		映，長史張威ヲ遣シ貢獻ス(宋書)		
427	丁卯		文帝，親者ヲヲ百済ニ遣ワス(宋書)		
428	戊辰	久爾辛王薨シ，毗有王立ッ			
429	己巳		南宋ニ遣使朝貢ス(宋書)		百済，王妹ヲ倭王ニ仕エサス(書紀)倭国ノ使50人至ル

年	月	内	中	国	高	句	麗	新	羅	倭
430	庚午									
433	癸酉									
434	甲戌									
440	庚辰									
443	癸未									
447	丁亥									
450	庚寅									
455	乙未									
457	丁酉									
458	戊戌									
461	辛丑									
467	丁未									
469	己酉									
471	辛亥									
472	壬子									
475	乙卯									
476	丙辰									
477	丁巳									
479	己未									
		熊川ニ遷都ス	余毗, マタ朝貢シ, タメニ 映ノ爵号ヲ授ケラル(宋書)	余慶, 遣使シテ除授ヲ求メ 鎮東大將軍トナル(宋書) 余慶, 臣下11人ノ除授ヲ求 メ許サル(宋書)	麗王, 兵3万ヲ帥イテ, 百済王都漢城ヲ攻メ, 百済王ヲ 殺ス。文周, 救ヲ新羅ニ求メ, 兵1万ヲ得ルモ間ニ合 ズ	百済大旱, 新羅ニ入ル者多 シ				倭王, 百済ノ池津媛ヲ殺ス (書紀) 百済, 王弟岷支君ヲ入質 ス(書紀)
		文周王殺サレ, 三斤王立ッ 三斤王薨ジ, 東城王立ッ	余毗, 遣使朝貢ス(宋書) 余毗, 遣使朝貢ス(宋書)	南宋ニ遣使朝貢ス(宋書)	南宋ニ遣使朝貢ス(宋書)					倭王, 百済ノ南遷ニ便宜ヲ 計ル(書紀) 倭王, 百済ノ質子末多王ヲ 冊立シ筑紫軍士500ヲ 衛送サス(書紀)
			余毗, 遣使朝貢ス(宋書) 余慶, 遣使朝貢ス(宋書)	南宋ニ遣使朝貢ス(宋書)	南宋ニ遣使セソトスルモ, 高句麗ニ路ヲ塞ガレ達シエズ					

480	庚申		牟都, 南齊ニ遣使朝貢シ、 封冊サル<使持節都督百濟 諸軍事鎮東大將軍>(元龜)			
484	甲子		百濟, 南齊ノ高句麗王ヲ驃騎大將軍トナスヲ聞キ、遣使 朝貢ス、マタ遣使セントスルモ麗兵ニ遇イテ進メズ			
485	乙丑		南齊ニ遣使朝貢ス	百濟, 遣使シテ聘ス		紀生鸞, 神聖ト稱シ、任那 ニテ三韓ニ玉タラフトシ、 麗ニ遷シ、百濟ヲ討ツ(書 紀)
486	丙寅					
487	丁卯					
490	庚午		牟太, 南齊ニ臣下ノ騎兵、百 濟ノ界ヲ侵スモ之ヲ破ル (南齊書)	百濟, 民饑シ、新羅ニ亡入 スル者六百余家アリ 百濟王, 新羅ニ請婚シ伊食 ノ女ヲ送ラル		
491	辛未					
493	癸酉					
494	甲戌					
495	乙亥		牟太, 南齊ニ臣下ノ授爵ヲ 願イ軍号ヲ許サル(南齊書)	高句麗, 千ヲ出シテ之ヲ救ク 百濟, 雉戩城ヲ高句麗ニ囲マ ルヲ謝ス		
498	戊寅	耽羅征伐ヲ計ル		百濟, 大旱, 民饑シ、漢山 ノ人二千高句麗ニ亡入ス		
500	庚辰	臨瀛閣ヲ起ス、高サ五丈 池ヲ穿テ奇禽ヲ養フ		百濟, 兵五千ニテ水谷城ヲ 侵ス	百濟, 柵ヲ炭岫ニ設ケ、新 羅ニ備フ	
501	辛巳	東城王殺サレ、武寧王立ツ		百濟, 兵ヲ送ツテ辺境ヲ侵 ス		
502	壬午		梁, 牟大ヲ征東大將軍ニ拜 ス(梁書)			

〔出典〕 三国史記・三国遺事(遺事)・好太王碑(碑)・日本書紀(書紀)・晋書・宋書・梁書・冊府元龜(元龜)。
 〔註〕。() 内ハ略記号。
 。表中, 出典ヲ記サヌハ三国史記ニヨル。
 。日本書紀ニヨル場合, 428年マデ千支二連クリ下ゲ。

三六四年、百済は倭国との通交を求め、三六六―七七年にかけて、それが結実している。その意図するところは、倭国の軍事力との提携であり、その効果は早くも三六九年にあらわれたのである。すなわち、百済王は、倭国と結んで、当時、百済と同じく勃興期にあった新羅を討ち、新羅国家の成長に重大な打撃を与えた。以後、新羅の積極的な領域拡大策は、しばらく中止をよぎなくされ、新羅は、はじめは倭国の、ついで高句麗の軍事的制圧下におかれてしまうのである。これに対して百済は、新羅勢力をそれほど意に介すことなく、北進して高句麗と戦いえたのである。三六九年、百済は倭兵と連合して新羅を討つ一方、歩騎二万の大軍をもって南下してきた高句麗王斯由を、百済太子須が雉城に急襲し、ついにこれを破った。そして、この勝利を祝う意味もかねてか、旗幟にみな黄を用いて、漢水の南に大閲したのである。三十七年、高句麗は前年の恥をそそぐべく、再び大挙して百済を襲った。しかし、この時も百済は事前に情報をえて、伏兵をもってこれをうち破った。そしてその冬には、高句麗勢力と雌雄を決すべく、百済王みずから太子と共に、高句麗の南方経略地点の平壤城を攻めた。高句麗王もみずからこれを出迎え力戦したが、流矢にあたり戦死した。高句麗側の善戦により、平壤城を抜くことはできなかったが、宿敵を倒した百済王は、一応の勝利感をもって、軍を引いたことであろう。この年、百済は都を漢山に移した。翌三七二年一月、百済は東晋に遣使朝貢した。この遣使について、すでに、百済国家の発展史上、一劃期をなすものであったろうと指摘しておいたが、それはかかる事情を考慮する時、一層よく理解されよう。また、この年、百済王は、数年前に作ってあった七支刀を他のもの

と共に、「倭王」に送った。その銘文には「倭王」とか「侯王」と記し、百済王の優位性をほめかしていた。⁽²⁵⁾これも当時の百済王の主體的な姿勢と自負を物語るものであろう。

百済王は、これまでの馬韓諸国の代表的な地位から、百済王朝を中心とする、新しい百済国家の統治者の地位に飛躍せんとしていた。そのような意図から行なわれたものが、遷都であり、「倭王」・「侯王」への賜物であり、また、東晋朝貢であったのである。なお、この東晋朝貢には、その地位を国際的に承認してもらうという重大な意味があったのである。東晋は、朝貢をうけると、その年、使を遣わして「百済王余句を拜して、鎮東將軍・領楽浪太守になし」たのである。ここで注目すべきは、史料による限り、△百済王▽余句が、「百済王」に封冊されていない点である。彼の授爵は「鎮東將軍・領楽浪太守」にとどまっていたわけである。しかし、「領楽浪太守」に任ぜられているのは、三五五年に「高句麗王」が、前燕より「楽浪公」に封ぜられたことと⁽²⁶⁾考えあわすとき、そこに注目すべきものがある。百済王が「(領)楽浪」太守の称号をえたのは、高句麗の平壤城に迫り、その戦いで高句麗王を戦死させた翌年なのである。「楽浪」の支配権の主張・容認、ともにそれほど荒唐無稽のものではなかったのである。封冊とは、そうしたものであり、ある程度の実態をふまえて行なわれるのである。高句麗王の場合には「公」であるのに、百済王が「太守」の称号にとどめられているのも、封冊のもつ実質性を示すものである。百済王の国際的な地位は、この「太守」号に示されているといえよう。それはさておき、百済王は「句」のあとに「須」(貴須・近仇首)が立ち、梁書百済伝によると

「晋大元中、王須遣獻生口」とあり、その遣使朝貢を伝えている。⁽²⁷⁾しかし、「須」も、史料による限り、「百済王」に封冊された事実はない。中国王朝から正式に「百済王」の封冊をうけたのは、三八六年の「以百済王世子余暉^一、為使持節都督鎮東將軍百済王^二」というのが最初である。ところで、この「余暉」を三国史記の年紀に従って求めるなら、辰斯王である。辰斯王は、三八五年に枕流王の薨去のあと即位している。しかし、不審なのは「百済王世子余暉」ということである。辰斯王は、三国史記によると「辰斯王、近仇首王之仲子、枕流之弟。為人強勇、聰惠多智略^一。枕流之薨也、太子少、故叔父辰斯即位^二」とあり、日本書紀も「百済枕流王薨、王子阿花年少、叔父辰斯奪立為王^三」と伝えられているように、「世子」ではない。ここはおそらく、辰斯王の即位事情とも関係があり、枕流王が朝貢してないのを好都合に、百済王「須」の「世子」と自称して、朝貢し、封冊を要請したのであろう。辰斯王は、自己の「百済王」としての地位の正統性の保障を、東晋王朝に求め、ついにそれを握ったのである。だが、百済は、この王の頃から高句麗の積極的な南下政策に直面し、従来とってきた倭国との提携・協力関係よりも、むしろ高句麗勢力への接近・従属の度を深めた。倭国は、かかる百済王の方針を不満とし、倭・済関係は重大な転換期を迎えようとしていた。この時、反辰斯王派が立ち、倭兵の協力のもとに辰斯王を討ち、阿花王を立てた。⁽²⁸⁾しかし、高句麗の南下は更にはげしく、三九六年には好太王みずからの進撃をうけ、城五十八・村七百を破られ、ついに男女生口千人・細布千匹を出して、その奴客たらんことを誓い、王弟・大臣等を質として高句麗に連行されてしまった。百済は国家存亡の危機にさ

古代東アジアの大王について

いし、倭国との同盟に活路を見出そうとし、倭国へ王子腆支を質子としておくらざるをえなかったのである。これ以後、倭国の内政干渉は更に甚だしく、阿花王が薨すると、入質の王子腆支が倭国の軍事力を背景に王位についた。また、この期は、百済史上にとっても一転換期であり、従来、王族と共に王権を支え勢力を有した真氏が没落し、腆支王の即位と共に、その地位は解氏の占めるところとなった。この頃、倭・済関係はきわめて緊密であり、それは「百済外交年表」(第一表)の語る通りである。ところで、同年表の中国王朝の箇所を見ればわかる如く、阿花王代の対中国交渉は史料による限り、みられないのである。これは、当時の百済がはじめは対高句麗戦に、のちは対倭交渉に重点をおいたために、中国王朝へ遣使する余裕がなかったからでもあろうか。腆支王は中国史書に「余映⁽²⁹⁾」とみえる人で、彼は東晋へも遣使朝貢している。梁書百済伝によると「義熙中(四〇五―四一九)、王余映、遣獻生口」とみえ、生口を献じている。その時期が明確ではないが、義熙二年(四一六)に余映が「使持節都督百済諸軍事鎮東將軍百済王」に封ぜられているところを見ると、すくなくとも、この頃の朝貢かと考えられる。もつとも、三国史記には四〇六年二月のこととして「遣使入晋朝貢」とも伝えており。即位後まもない遣使朝貢もありうるように思う。四二〇年、東晋王朝が滅亡して、宋王朝が成立すると、新王朝は、前王朝に遣使朝貢していた東夷の強国、高句麗・百済の両王の爵号を進めて、新王朝の正統性と権威を示し、また両国のかわらぬ臣属を求めた。その結果、高句麗王高璉は征東將軍から征東大將軍に、百済王余映は鎮東將軍から鎮東大將軍に軍号を進められた。百済が宋王朝の成立を何時知った

か明らかでないが、四二四年には長史張威が朝貢しているから、おそくともこの時には知ったものと思われる。四二五年、宋王朝は、兼謁者閭丘恩子・兼副謁者丁敬子らを派遣して、前年の朝貢に報えている。その時、使節らが百済にもたらした詔は「皇帝問_二使持節都督百濟諸軍事鎮東大將軍百濟王_一、累葉忠順」とはじまるものであった⁽³⁰⁾。これはその前年、謁者朱邵伯・副謁者王邵子らが高句麗にもたらした「皇帝問_二使持節散騎常侍都督營平二州諸軍事征東大將軍高句麗王樂浪公_一、纂戎東服」とはじまる慰勞の詔と同種のものであった。ここに百済が高句麗と同じように処遇されていたことが知りえよう。ところで、三国史記によると、腆支王は四二〇年に薨じており、宋書百濟伝に「少帝景平二年（四二四）、映遣_二長史張威_一、詣_レ闕貢獻」と伝えるものどくいちがっている。しばらく百済の朝貢が跡絶えていたために、映の死が知られていなかったのもあろうか。なお、四二〇年の映への進号は、彼の生存をそのまま示すものでも、彼の遣使朝貢を前提とするものでもないが、かといって、日本書紀の四一四年甲寅の「百濟直支王薨」をとるわけにはいかない。それは四一六年の授爵とその直前の遣使朝貢を余映に関するものと考えからである。四二四年、宋朝に長史張威を派遣し、四二五年、宋朝の慰勞の詔をえた百濟王は、三国史記の年紀で求めるなら、久爾辛王である。久爾辛王のあとを継いだのは毗有王であった。彼は四二九年、四三〇年と遣使朝貢をくりかえした。目的は「爵号」にあったらしい。しかし、その爵号は「映爵号」の継承を意味していた。宋書百濟伝によると「元嘉七年（四三〇）、百濟王余毗、復修_二貢職_一。以_二映爵号_一授_レ之」とみえる。これからすると、久爾辛王は宋の封冊をうけては

いなかったらしい。あるいは、毗有王の事情で、「映」の後継者たることを特に主張する必要があったのでもあろうか。後考を俟ちたい。

百済は、毗有王の時代に、新羅とも友好関係をたもち、また、倭国との関係も従属的なものではあっても平穏な状態がつづいていた。さらに宋王朝に対しては、授爵後も、四四〇・四四三・四五〇年と頻りに遣使朝貢をくりかえした。

ところで元嘉二七年（四五〇）正月辛卯、百濟王余毗は、上書して方を_二物_一を献じたわけであるが、その時、毗は「私仮_二台使馮野夫西河太守_一、表求_二易林式占腰弩_一。太祖並與_レ之」えたという。この、余毗が馮野夫を「西河太守」に「私仮」したという点は注目すべきであろう。

百濟王が、その授爵した「王」・「侯」・「太守」・「將軍」等の「除正」を中国王朝に求めていたことは、さきにも述べたが、この余毗の「私仮」はそれらの先駆的なものであったように思う。

四五八年時の百濟王余慶の上表文には「臣国累葉、偏受_二殊恩_一、文武良輔、世蒙_二朝爵_一……」⁽³²⁾とあり、百濟王が百濟王朝の官人のために、「除正」を要請したのは、この四五八年がはじめてではなく、すでにそれ以前からかかる事実があったように考えられるのである。それがいつ頃からののか、にわかには決めかねるが、四五〇年の余毗の「私仮」は重要な手掛りとなろう。

余毗が、わざわざ「私仮_二台使馮野夫西河太守_一」しているところをみると、毗が使節（台使⁽³³⁾）の馮野夫の「除正」を求めていることは明らかで、「太祖並與_レ之」というのも、求められた「易林式占腰弩」を与えたというにとどまらず、「私仮」された「西河太守」の「太守」号につ

いての授与もここに含まれているのではあるまいか。

百済王朝がこれ以前に、「太守」を任命していたか否かは明らかでないが、ともかく、この時点では、「太守」を任じているのである。これがそのまま△郡▽制（「太守」制）の採用につながることも断定しえぬが、かといって単なる使節の資格とのみ解することも当をえたことではあるまい。

かつて、三七二年百済王余句は、中国王朝によって「領楽浪太守」に封ぜられたことがあったが、四五〇年、百済王余毗は、その官人―しかも百済王朝内ではそれほど高位のものとはいえぬ者―を「太守」に任ずるまでに成長したのである。しかも、百済王は「太守」のみならず「王」・「侯」さえも任じて、その上に君臨していたのである。その事実が明確にあらわれるのは、四五五年毗有王の薨去ののち、即位した蓋鹵王の時代であった。四五七年、百済王余慶は、遣使して、叙授を求め「鎮東大將軍」に任ぜられた。四五八年、慶はふたたび遣使して、「行征虜將軍左賢王余昆」・「行冠軍將軍右賢王余紀」等十一人の叙正を求めた。「左賢王」・「右賢王」等の「王」号の賜除はなかったが、他は要請通りの「(將)軍」号を叙授されたのである。なお、余慶は「王」のみならず、「侯」・「太守」も任じていたのである。四七二年、彼はその後例のない北魏朝貢を行なったが、その使者となったのは「私署冠軍將軍駙馬都尉弗斯侯長史余礼・龍驤將軍帶方太守司馬張茂」等であった。ここに「弗斯侯」・「帶方太守」がみえる。百済は、おそくとも、この蓋鹵王の時代には「王」・「侯」・「太守」制を、その支配体制にとりいれていたものと思われる。「王」・「侯」については、すで

古代東アジアの△大王▽について

にふれたこともあるので、ここでは次の「百済の太守補任表」（第二表）を手掛りとして、「太守」制について若干の検討を試みることにしたい。

なお、その検討に先立って、この第二表の説明をしておこう。「身分」と記してあるのは、外交使節の身分ということであり、百済王の使持節都督府の属官たる長史・司馬・参軍の別を示している。長史といえ、本来は百済王の最高官人ということであろうが、ここではさしずめ、長史は外交使節団の大使、司馬は副使とでもいったところであろう。四五〇年時の馮野夫には、その地位を示す語はないが、前後の使節編成からみて、おそらく長官たる長史とみなしてよからう。四七二年時の外交使節団の長官たる長史がこの表にあらわれないのは、長史の地位が「弗斯侯」で、「太守」でなかったからである。「將軍名」の龍驤・建威・建武・振武・広武の各將軍の順位は、それがそのまま△上△下▽の地位をあらわすように配列してある。龍驤將軍が高位で、広武將軍が低位である。したがって、この將軍号からも彼等の地位を知ることができよう。ちなみにいえば、長史・司馬・参軍がそのまま官人としての序列をあらわすものであったことが、この表からも知られよう。さて、表中、最高位の龍驤將軍をおびる太守が、帶方・楽浪の太守であることは注目される。しかも帶方太守に任ぜられたものが、ともに龍驤將軍であるということは、あたかも△郡▽等制の存在を示唆するかの如くに思われる。もちろん、朝鮮太守に任ぜられたものが建威將軍と振武將軍である例もあるから、帶方太守の例から直ちに△郡▽の等級の存在を云々することはできまい。しかし、伝統的な楽浪太守・帶方太守に、ともに

第二表 百済の太守補任表

年代	身分	將軍名 人名	龍驤	建威	建武	振武	広武	(不明)
424	長史	張威						
450	(長史)	馮野夫						西河太守
472	司馬	張茂	帶方太守					
490	長史 司馬 参軍	高達 楊茂 会邁	帶方太守	広陽太守 朝鮮太守 広陵太守			清河太守	
495	長史 司馬 参軍	慕遺 王茂 張塞	楽浪太守		城陽太守			朝鮮太守

「註」
・印は昇叙された官爵をさす

表中の最高の將軍が任ぜられていることは、やはり注目に値しよう。あの程度の△郡▽等制は認めてもよからう。百済王が、中国王朝からはじめて任ぜられた官が「(領)楽浪太守」だったことを想起したい。なお、第二表だけみていると、「太守」号は、あたかも外交使節団の身分標示にのみ活用されたかの如き感を与えるかも知れぬが、決してそうではないのである。そうみえるのは、たまたま外交使節に任命される官人の身分が、百済王朝内の最高貴族ともいうべき「王」・「侯」階層でなく、かといって「太守」階層以下でもなく、まさに「太守」階層に属することによるのである。四九〇年、四九五年の百済王牟太の上表文(史料(B)・(D))から、それを知ることができる。

(D) 臣所遣行龍驤將軍楽浪太守兼長史臣慕遺、行建武將軍城陽太守兼司馬王茂、兼参軍行振武將軍朝鮮太守臣張塞、行揚武將軍陳明、在官忘私、唯公是務。見危授命、蹈難弗顧、今任臣使、冒涉波險、尽其至誠。实宜進爵。各假行署。伏願聖朝、特賜除正。

前掲の史料(B)に「往太始中、比使宋朝、今任臣使、冒涉波險」とあることから、高達・楊茂・会邁らは、同じMEMバーで、これ以前にも南宋王朝に外交使節として赴き、それが太始中(四六五〜四七一)であったことがわかる。太始中の遣使は、中国史書に泰始三年(四六七)と泰始七年(四七一)の二度が伝えられている。従って、長史高達の「行建威將軍広陽太守」、司馬楊茂の「行建威將軍朝鮮太守」、参軍会邁の「行宣威將軍」等が、前回の遣使当時の官爵である可能性もある。しかし、だからといって「太守」号を外交使節の身分標示と決めつけること

はできない。なぜなら、参軍会遣は「太守」号を有していないのである。それは史料(D)の「参軍」「行楊武將軍陳明」についてもいえる。陳明の場合は「太守」号を与えてさえもらえないでいる。なお、彼等の地位は「將軍」号からも知りうるのであるが、詳細は別稿を参照してもらおうとして、次のことだけを指摘しておこう。会遣が「太守」号を与えられる前の「宣威將軍」とは、第二表の最下位の「広武將軍」よりも下位であり、陳明の「楊武將軍」は、彼と同じ参軍で朝鮮太守となった「振武將軍」よりも一階下位のものである。このように百済王朝内における低身分の官人は、外交使節に任せられても「太守」号を与えられるとは限らないのである。それはともかく、外交使節には、百済王朝内の「太守」級の官人が任命されるのが通例だったのである。また、史料(B)は、平時においても「太守」の存在しえたことを如実に物語っている。⁽³⁹⁾以上、百済の「太守」について考えたわけであるが、これは同じ頃の倭国の問題とも関係してくるようである。宋書倭国伝に「(元嘉)二十八年(四五二)、加_三(倭国王濟)使持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事、安東將軍如_レ故、並除_三所_レ上二十三人軍郡」とあるが、このうちの倭国王濟の要請した「二十三人軍郡」を、従来は「軍号」の誤りとしてきたが、⁽⁴⁰⁾百済の一連の「太守」任命、また中国王朝に対する「將軍」及び「太守」等の賜叙要請等を考えあわすとき、「軍郡」は八將軍号と郡太守号Vの意味かとも思われる。倭国王がその官人のために要請した「將軍」号は百済王の要請したものより上級のものであった。⁽⁴¹⁾その意味するところは倭国の百済に対する軍事的優位性であり、南朝鮮支配の必要上要請されたものであったろう。もしも「太守」に地方支配の役

古代東アジアの大王Vについて

割が少しでも与えられていたなら、倭国王が「軍号」と共に「郡(太守)号」の叙正を願うこともまた考えられるところである。

百済の「王」・「侯」・「太守」制の萌芽は、四五〇年以前に求められようが、その積極的な活用は、やはり四七五年の漢城陥落にともなう国都南遷ののちと考えられる。しかし、百済は蓋鹵王の時代に、さきにもみた如く、前後に例のない積極外交にいで、北魏に、これも異例の「侯」号をもつ、しかも百済王族「余」礼を長史に、副使の司馬には大使ともなりうる身分の龍驤將軍帶方太守の張茂を派遣したのである。その意欲にはみるべきものがある。また、この蓋鹵王は「尽發_三國人_一、悉_レ土築_レ城。即於_三其内_一作_レ宮、樓閣台榭、無_レ不_三壯麗_一。又取_三大石於_レ郁里河_一、作_レ槲以_レ葬_レ父骨_一。緣_レ河樹_レ堰、自_三地城之東_一、至_三崇山之北_一」⁽⁴²⁾という如き、大土木工事をおこしている。また、この頃、新羅は、高句麗勢力からの解放をはかり、おそらく百済に従属的な態度をとっていたことであろうし、倭国との関係は、一步をゆずるところがあったにしても、百済王権の自主性が侵されることはなかったに違いない。こうした国際関係を背景に、五世紀中頃の百済において、のちの王都南遷後のあわただしさとはまた別に、「王」・「侯」・「太守」制が活用され、領域拡大とその保全がはかられたことであろう。私は、ここに八百済大王Vの成立をみる事ができると思うのである。

「百済王」は、もしも「親魏倭王」が王中の王たる八大王Vであるというなら、すでに馬韓諸国の覇者となり、史上に「百済王」としてあらわれた時点で、王中の王―大王―となったといえよう。しかし、近隣諸国の「王」が、名実ともに「大王」となった次元でとらえるなら、高句

麗の侵略に対抗でき、倭国の干渉を排除し、新羅を従属的な地位にとどめた五世紀中頃から後半にかけての蓋鹵王の時点に求めることができよう。蓋鹵王（余慶）は、中国の南北朝に遣使通交し、その外交権を握れるはもちろん、南宋より四五七年に鎮東大將軍の除授をうけ、「使持節都督百濟諸軍事鎮東大將軍百濟王」となり、四五八年には、その官人への賜叙を願い「將軍」号の叙正をえている。なお、中国王朝の体制下における百濟王の國際的な地位は、倭国王にまさっていたのである。⁽⁴³⁾ 蓋鹵王の國際的な地位はこのように高いものであり、それを支えたのは、属下の「王」・「侯」・「太守」であった。また彼の治績である宮城の造営・古墳の築造・大治水工事は、そのどれをとっても王権の強大さを示すものであったといえよう。

二、東アジアの△大王▽について

五世紀の百濟に△大王▽の成立する過程を、國際關係の中において考察してきたわけであるが、その範圍は、百濟・高句麗・新羅といった朝鮮三国と日本、それに中国におよぶものであった。しかし、ここで視野を更にひろげて、東アジアの他の諸国の△大王▽について考えてみたい。その意図するところは、△百濟大王▽の國際的な地位をさぐるにある。すなわち、△百濟大王▽は、その属下の百濟貴族に「王」・「侯」・「太守」・「將軍」等の授爵を行ない、その叙正を中国王朝に求めたが、度重なる要請にもかかわらず、ついに「王」・「侯」の封冊は許されなかったのである。百濟王の要請が容れられなかった理由は何か。かかる要請自体に、当時の國際社会の容認しえぬものがあつたのか。それ

とも問題は、要請する百濟王の側にあつたのか。これを解明するのが本章の目的であるが、その方法として、東アジアの他の諸国の△大王▽について調べてみたい。なお、そのさい△百濟大王▽の問題を中国王朝との關係において考えているので、ここでもそうした観点から検討していくこととする。

1 突厥の場合

突厥は、隋末の乱離に王号を僭称する薛举らの群雄を臣下として従え、その支配体制をかためるために「可汗」の称号を彼等に与えた。隋書卷八四北狄伝突厥条にはその間の事情を「隋末乱離、中国人歸^レ之者無數。遂大^ニ強盛勢陵^ニ中夏^一。迎^ニ蕭皇后^一、置^ニ於定襄^一。薛举・竇建德・王世充・劉武周・梁師都・李軌・高開道之徒、雖^レ僭^ニ尊号^一、皆北面稱^レ臣、受^ニ其可汗之号^一。使者往来相^ニ望於道^一也」と伝えている。また旧唐書卷五五劉武周伝によれば「突厥立^ニ武周^一為^ニ定楊可汗^一、遣以^ニ狼頭纛^一したといひ、同じく旧唐書卷五六梁師都伝によれば「突厥始畢可汗、遣以^ニ狼頭纛^一、号為^ニ大度毗伽可汗^一したといふ。すなわち突厥は中国の群雄を可汗に任ずると同時に「旗纛之上、施^ニ金狼頭^一」⁽⁴⁴⁾といわれた「狼頭纛」をおくり、その臣属の証としているわけである。この「狼頭纛」は「牙門」に建てる「君長」（可汗）の象徴である。⁽⁴⁵⁾ ここには、かつて隋王朝が、突厥處羅侯を葉護可汗に冊立したとき、彼に賜った「鼓吹幡旗」⁽⁴⁶⁾と同様の意義がみとられよう。⁽⁴⁷⁾ 臣属の証となるものが与えられているのである。さて、それはともかく、突厥が薛举等に可汗号を授けたとき、突厥の可汗は、可汗の中の可汗——「大可汗」として、⁽⁴⁸⁾ これらの諸可汗の上に君臨することになる。

突厥に「大可汗」の存したことは、上記のことからも推定されようが、これは特殊な場合であり、さらに一般的な「大可汗」についてみてみたい。なお以下は便宜上、隋書突厥伝によってみていく。

木杆可汗のあとを継いだ弟の佗鉢可汗は「以_三撰_三図_三為_三爾伏可汗_三、統_三其東面_三、又以_三其弟褥但可汗子_三為_三步離可汗_三、居_三西方_三」という。その後、撰図は菴羅に国を譲られ、「國中相與議曰、四可汗之子、撰圖最賢」ということで可汗に推戴された。「伊利俱盧設莫何始波羅可汗」と号し、一に「沙鉢略」とも号した。彼はすでに「爾伏可汗」でありながら、ここでまた可汗に立てられたというのは、可汗の中の可汗—— Δ 大可汗 ∇ となつたにほかならない。それはさきの佗鉢可汗も同じことである。それでは Δ 大可汗 ∇ 以外は、公式にはどのように称されたかといえ、通典卷一九七突厥上の原注の「爾伏与步離_三皆小可汗_三」というのが参考となる。さて、沙鉢略は都斤山に治し、彼に位を譲つた菴羅は「第二可汗」と称して、獨洛水に居した。すると、撰図に即位を妨げられた大邏便が「我與_三爾俱可汗子_三、各承_三父後_三。爾今極尊、我獨無_三位、何也_三」と請い、ついに「阿波可汗」に立てられたという。のち、突厥は、隋との戦いに破れ、内乱状態に陥つた。はじめは沙鉢略に従つていた「阿波・貪汗二可汗」も、西の旧「西面可汗」の達頭可汗のもとへ奔つた。沙鉢略可汗の死後、弟が立ち葉護可汗となり、その死後は沙鉢略の子が立ち「頡伽施多那都藍可汗」となり、 Δ 大可汗 ∇ をついだ。しかし、達頭・突利の両可汗はなお敵対していた。隋は、突厥の内乱に干渉し、むしろ弱小の突利可汗に宗女安義公主を降嫁し、北夷の離間をはかった。都藍可汗も公主降嫁を求めていたため、「我、大可汗也。反

古代東アジアの Δ 大王 ∇ について

不_レ如_三染干_三(突利)_三」と激怒したという。やがて都藍は殺され、突利は隋によって啓民可汗に拝されるのである。ここでは都藍可汗の言葉と伝えられる「大可汗」に注目したい。

以上、隋書突厥伝によってみてきた如く、突厥には複数の可汗が存在し、その中の一人が「大可汗」であり、他が「小可汗」である。「大可汗」は、普通には、「小可汗」の上に君臨する可汗の中の可汗——大可汗なのであった。⁽⁴⁹⁾

2 薛延陀の場合

中国北方に強盛を誇つた突厥も頡利可汗のとき乱れ、碯北の諸姓は多く薛延陀の酋長夷男に服属し、共にこれを可汗に推した。唐の太宗は、この北方の混乱に乘じ、番師望を問道よりおくり、冊書をもたらし、夷男を真珠毗伽可汗に冊立して鼓纛を贈つた。時に貞観三年(六二九)八月のことであった。⁽⁵⁰⁾夷男は、すでにその実力によって北方の諸豪族の推戴をうけ、可汗となつていたわけであるが、唐の冊立をうけることによつて、南方の大唐と交渉する、いわば外交権を獲得し、また唐の權威を背景に利用しうるに至つたのである。太宗によれば、「彼同羅・僕固等十余部落兵数万、并_レ力足_レ制_三延陀_三、所_三以_三不_三敢_レ發_三者、延陀為_三我所_レ立、懼_三中国_三也_三」⁽⁵¹⁾というものであった。突厥の弱体化をはかるに薛延陀を利用しようとした唐の思惑は、一面確かにあたつた。頡利可汗は「臣」を称して、公主の降嫁をねがうに至つて⁽⁵²⁾いる。しかし、他面、薛延陀もまた、さきに見た如くこれを利用し、さらに強大となり、突厥にかわる大勢力となつた。真珠毗伽可汗はその「庭」を、いにしへの匈奴の故地に建て、勝兵二〇万を誇つた。また子等を各地に配置して、その支配体

制を固めた。庶長子の曳莽を突利失可汗に立て東方におき雑種を統べさせ、嫡子の抜灼を四葉護可汗として西方におき延陀を統べさせた。⁽⁵³⁾なおこの時、夷男は唐にも冊立を請い、唐は貞観一二年(六三八)九月、四葉護可汗には「狼頭纛四・鼓四」、頡利苾(突利失)可汗には「狼頭纛二・鼓二」を各々賜い、これらを可汗に冊立したといふ。⁽⁵⁴⁾毗伽可汗は、諸子を可汗に立て、また唐の冊命をうけることによって、その支配体制をさらに強固な権威あるものとするつもりであつたろうが、これに応じた唐にはまた唐の思惑があつたのである。つまり、唐の「太宗恐其太盛、冊其子_三皆為_三可汗、外示_三優崇、実欲_レ分_三其勢_二也」というものであつた。⁽⁵⁵⁾貞観一三年(六三九)七月、太宗はさらに、突厥の名族阿史那思摩に李姓を賜い、これを冊立して可汗となし、⁽⁵⁶⁾薛延陀の北方における勢力を分断せんとした。果せるかな、唐の思惑はまたも當つた。貞観一九年(六四五)九月、毗伽可汗の死するや、⁽⁵⁷⁾少子四葉護は兄の突利失を殺し、自立した。これを頡利俱利薛娑多彌可汗という。多彌可汗は、自己の権力を強化するに急で、「廢_三其父時貴臣、任_三己親暱、多_レ所_三殺戮_二、_レために「国中震怒」し、諸部大いに乱れて、ついに廻紇に殺され、宗族殆んど尽き、⁽⁵⁸⁾ここにさしもの薛延陀帝国も僅か二〇年たらずで潰え去つた。

以上、薛延陀の興亡の概略をみてきたわけであるが、ここにはまた、国際外交の一面が如実に描き出されている。⁽⁵⁹⁾さて、薛延陀の夷男は、その諸子を各地に配置し、可汗に任ずることによって支配体制をかため、みずからは、かつて突厥にみられた如く、△大可汗▽となつた。⁽⁶⁰⁾唐もまた夷男の諸子冊立を認め、これを小可汗に冊命した。たとえ、その理由

が、唐側の言分通り「分_三其勢_二」つためであつたとしても、「小可汗」の冊立は、間接的にせよ夷男を△大可汗▽として認めたことにならう。唐としては、薛延陀殄滅の実力が無い以上、夷男が諸子を可汗に任ずるのをそのまま認めざるをえなかつたわけである。いずれにせよ、ここに薛延陀のあなどりがたい勢威をみてとれよう。

3 廻紇の場合

廻紇は、⁽⁶¹⁾そのはじめ突厥に臣属していたが、薛延陀の勢力が大となるにおよんで、これに付き、その酋長菩薩は「活頡利発」⁽⁶²⁾を称し、鉄勒諸部の大族を自他に許すにいたつた。ついで廻紇の酋帥となつた吐迷度は、薛延陀の多彌可汗を大破し、その部曲を併せて、その地を占めた。唐の府州設置にさいしては瀚海府となり、その「俟利発」の吐迷度は都督に任ぜられた。ところが吐迷度は、すでに「自称_三可汗、署官號皆如_二突厥_二」き支配体制をとつていた。しかし、その勢力は未だ自立するには十分でなく、その子、婆閏のときには、唐の対突厥戦・対高句麗戦の先兵となつていた。この後もその酋長は「皆受_三都督號_一以統_二蕃州_二」べ、また「左殺・右殺分_三管諸部_二」したのであつた。やがて、逸標苾は自立して「九姓可汗」となり、のち「骨咄祿毗伽可汗」と称し、また天寶五載(七四六)、唐の冊立をうけ「懷仁可汗」となつた。翌年、可汗は死し、その子磨延曷が立ち、国人はこれを葛勒可汗と号した。乾元元年(七五八)、「英武威遠毗伽可汗」と冊立され、彼は、従来の名ばかりの公主とは違つて「天子真女」の「寧国公主」の降嫁を許された。七五九年、可汗の死するや、少子の移地健が「牟羽可汗」に立つた。唐は、宝応二年(七六三)、これを「頡咄登里骨曷密施合俱録英義建毘毘

加可汗」に冊命し、またその可敦の冊立もおこなっている。このほか、

この時の事情を旧唐書廻紇伝は次のように伝えている。

以_三散騎常侍兼御史大夫王翊充_レ使就_三可汗行營行_三冊命_二焉。可汗・可敦及左右殺・諸都督・内外宰相已下共加_三実封_二二千戸_一。令_三王翊就_三牙帳前_一、禮冊_三左殺_二封為_三雄朔王_一、右殺封為_三寧朔王_一。胡祿都督封_三金河王_一、拔覽將軍封為_三静漢王_一。諸都督十一人竝封_三國公_一。

と。このように、唐の冊立は、可汗・可敦にとどまらず、王・公にまでおよんでいるのである。なお、ここにみえる「左殺」・「右殺」の「殺」は、突厥にあつては「設」・「蔡」とも記されたもので、護雅夫氏によれば、通典卷一九九突厥下にみえる如く「可汗子弟及宗族」つまり阿史那氏一門に属するものに限って任ぜられるもので、その任命範囲は、可汗を嗣ぎうるものと全く同一で、その実態は、大可汗のそれと併立して、いわば「封建」的領土・領民を有する「封建」的諸侯であつた、ただ可汗との違いは、可汗が「君主」であつたのに、これは「臣下」であつたところにある、といふ。⁽⁶³⁾

廻紇の支配機構が、突厥のそれを襲うものであつたことは、さきに記したところであるが、ここにみる如く「左・右殺」が、可汗・可敦につぐ最高官であつた点は注目に値しよう。匈奴の單于につぐ地位にあつた「左・右賢王」、また突厥の可汗につぐものと中国人に意識されていた「左・右賢王」を想起せしめるものがある。

さて、廻紇はこののちも更にその勢威を高めていくが、やがで吐蕃の勢力拡大につれて、これと対決していったのである。

4 南詔の場合

南詔は、烏蛮種系の蒙氏を王族とする征服王朝で、これを支えて主たる支配階層を構成したのは、白蛮種系部族の楊・段・趙・王・尹・張・董の七姓部族であつたといふ。⁽⁶⁴⁾ところで南詔とは、「蛮謂_レ王為_レ詔_二」つまり△南の王Vの意味であつたが、これが国名ともなつた。その渠帥つまり「詔」でいえば皮邏閣のとき、唐より「雲南王」に冊立され、他の「五詔」を併せ、群蛮を征服して強大となつた。ついで、その子閣羅鳳も「雲南王」を継いだが、この頃、吐蕃の勢力ようやく強く、ついにこれに臣属せざるをえなくなつた。この間の事情を旧唐書南詔蛮伝は

閣羅鳳北臣_二吐蕃_一。吐蕃令_三閣羅鳳_二為_三贊普鐘_一、號曰_三東帝_一、給以_三金印_一。蛮謂_レ弟為_レ鐘。時天宝十一年也。

と伝えている。このように吐蕃は閣羅鳳を重んじ「贊普鐘」すなわち△吐蕃君主の弟Vとなし、これを「東帝」と号し、金印を給したわけである。換言すれば、閣羅鳳は吐蕃の封冊をうけていたといつてよからう。なお、七六五年か七六六年の建碑といわれる南詔德化碑⁽⁶⁶⁾には、天宝一一年(七五二)正月一日に「贊普鐘南国大詔」に封冊され、この年、「贊普鐘元年」と改元した旨が記されている。こののち、南詔は吐蕃の先兵として活躍し、安史の乱のさいにも大いに唐を悩ませている。大曆一四年(七七九)、閣羅鳳死して、「頗知書、有_三才智_一、善撫_三其衆_一」といわれた、孫の異牟尋があとを継いだ。⁽⁶⁷⁾彼は吐蕃によって「日軍(東王)」に封冊された。⁽⁶⁸⁾しかし、吐蕃の「役賦」は重くまたしばしばであつた。さらに南詔はその「險地」を奪われ、「城堡」をつくられ、次第にその独立を脅かされた。その上、毎年のごとく「徵兵」をうけ、吐蕃の

先兵となり、またのちには重臣の子弟を質にとられる有様であった。そこで異牟尋は、ブレーンの鄭回の言——中国尚_二禮義_一以_二惠養_一為_二務_一、無_レ所_二求取_一。今棄_レ蕃婦_レ唐、無_レ遠戍之勞・重税之困_一、利莫大焉——をいれ、唐との講和を求めた。劍南西川節度使韋臯は、かつて異牟尋に、唐は廻紇と共に吐蕃の滅亡を計っており、この機会に共に参加し、長年の屈辱を雪いではどうか、とすすめたこと⁽⁶⁹⁾もあり、ここに巡官崔佐時を派遣した。ところが、これよりさき、南詔には、すでに吐蕃使數百人がきていた。異牟尋は国の存亡にかかわる外交路線の決定であるだけに、属下の諸種落を召し、共に議せんとした。そのうちのある者は未だ至らず、その見解を徴し得ぬものもあり、態度を決しかねていた。そこへ唐使の到来である。そこで南詔としては、崔佐時に犂犂の服を着せ、犂犂使として接遇し、吐蕃使の目をのがれんとした。ところが崔佐時は「我大唐使、安得_レ服_二小夷之服_一」と称し、肯んじない。やむなく、夜中、燈燭のもとでひそかに会見せんとしたが、崔佐時は南詔の困惑を無視して、大声で詔書を読みあげた。異牟尋は吐蕃使に悟られまいかと左右を顧み色を失ったという。崔佐時はさらに帰唐の証として、吐蕃使の斬殺を求めた。ここに至っては、異牟尋も態度を決せざるをえず、南詔臣属の証であった吐蕃封冊の金印を献じ、唐との講和にふみきった。こうして吐蕃の封冊をうけた「帝號」を去り、「南詔舊名」に復すこととなったのである。唐は、祠部郎中兼御史中丞袁滋を冊立南詔使に任じ、異牟尋に、「鑄用_二黄金_一、以_レ銀為_二窠文_一」した「貞元冊南詔印」という金印を授けた。ところで黄金の印としたのは、韋臯の奏言によったのであった。さきに南詔は、清平官尹仇寛を遣し、吐蕃から授けられてい

た印五箇を献じたが、そのうち二箇は黄金でつくられていた。蛮夷は殊に黄金を重んじるが故に、印は黄金でつくり、唐国家の無窮なることを示してほしい、ということによったのである。時に貞元一〇年(七九四)七月であった。その年の九月、南詔は異牟尋の弟と尹仇寛を遣し、また吐蕃印八紐を献じた。このとき、尹仇寛は檢校左散騎常侍に拜され、また「高溪郡王」に封ぜられた。こののちも唐との交渉はふかまり、元和三年(八〇八)一二月、異牟尋が死去すると、翌年太常少卿武少儀を派遣し、その子驪信直蒙閣勸を冊して「南詔」とし、また「元和冊南詔印」の鑄造を命じている。なお、これよりさき、貞元一九年(八〇三)正月一日、南詔の朝賀をうけた唐の徳宗は、その使節楊鏐龍武を試太僕少卿に、また「黎州廓清道蛮首領襲恭化郡王劉志寧」には試太常卿を授けている。

以上、南詔の發展期を中心に、その歴史の一端をみてきたわけであるが、このように、南詔は、その勢力を拡大し、その独立を保持するため、時に唐と、時には吐蕃と結び、あえて臣属もいとわなかったのである。はじめは唐から「雲南王」に封冊され、ついで吐蕃から「贊普鐘」・「贊普鐘南國大詔」あるいは「東帝」に、のちまた唐から「南詔」に冊立されている。ここで注目すべきは、中国王朝と結ぶさいには、「帝」号を去らねばならなかった点である。また、その侍臣の中には、「王」号を称するものもあったことも注目に価しよう。さきに記した尹仇寛の「高溪郡王」、劉志寧の「恭化郡王」がそれである。

おわりに

馬韓諸国は「流移之人」の支配するところであり、その長帥は「臣智」を自称した。彼等は遼東の公孫氏の滅びるにおよんで帯方郡を通じて魏に属し、「魏率善邑君」等の印綬をうけた。ところがこの頃、馬韓諸国の「臣智」の「共立」をうけて「王」となった「辰王」なるものがあらわれた。彼は、諸「臣智」と種を同じくする「流移之人」であり、馬韓の月支国を治所とし、その支配は弁辰韓の一二国におよんだ。彼の支配体制は、なお未熟なものではあったが、中国の官制の一部をとりいれ、「魏率善邑君」・「帰義侯」・「中郎将」・「都尉」・「伯長」等の官名で、その秩序づけをはかった。ここに南朝鮮においても古代国家成立の萌芽がみえたのである。なお、辰王朝が独自の官名を設けることなく、中国の既成の官号を採用していたことは注目すべきである。なかでも、「魏率善邑君」というような称号が、そのまま官制内にとりいれられているのは異常でさえある。それは当時の南朝鮮における人々の意識を物語るものであろう。だが、それにしても、いかに中国の制度が権威あるものとみなされていたかが、これによってもうかがいうるであろう。辰王は、自己と階層を等しくする「臣智」らを「魏率善邑君」の名で、王朝内の最高官として処遇したのである。しかし、南朝鮮における辰王朝の国家形成は、その萌芽期に挫折してしまった。かわって南朝鮮西部にその雄姿をあらわしたものがこそ百済国家であった。

百済は、馬韓の一国「伯济国」から身を起し、馬韓諸国を従え、ついにこれをおおって百済国家となった。その中心をなしたものは、まさしく

古代東アジアの△大王▽について

「流移之人」——高句麗の王族と同じく遼東の東にいた扶余族であり、これが百済王族として百済国家発展の原動力となったのである。ちなみにいえば、百済王族は「(扶)余」姓を称して、その出身を誇った。

百済の国家形成には幾多の難事があった。同じ頃、辰韓の一国、「斯盧国」がおこり、辰韓諸国を従え、南朝鮮東部に新国家を形成した。これが新羅である。百済は、まず新羅の発展をとどめなければならなかった。そこで百済は、これも同じ頃、第一次的な日本列島の統一をほぼ終え、南朝鮮の南端に活動しはじめた倭国と通好し、共同して新羅を討ち、その成長を阻んだ。こうして百済は北方進出をはかり、南下してきた高句麗勢力と激突した。三七一年、百済は高句麗の南方経略拠点たる平壤城を襲い、高句麗王は戦死した。翌三七二年、百済王は東晋に遣使し、「鎮東將軍・領樂浪太守」に任ぜられた。平壤攻撃・麗王戦死の成果を得たものといえよう。三八六年、辰斯王の時、正式に「百済王」の封冊をうけ、同時に「使持節都督・鎮東將軍」にも任ぜられた。ここに、使持節都督府が設けられ、後代、外交使節として活躍する、その属官——長史・司馬・參軍の制もとりいれられたのである。しかし、この頃、百済は、迫りくる高句麗と倭の間にあり、その進退に窮するところがあった。三九六年高句麗の進撃をうけ、多数の城・村を失ない、麗王に「奴客」たることを誓わされ、王弟・大臣らを入質として連行されてしまった。百済は、直接的な被害の少ない倭国との同盟にふみきり、倭国への遣使・朝貢・入質(子)をくりかえした。また、中国王朝への朝貢もつづけられ、「使持節都督百済諸軍事鎮東(大)將軍百済王」に封ぜられていた。そのさい、使節には百済王朝の「太守」級の官人が選ば

れることが多かった。

このうち、百済は次第に国勢を強化し、高句麗勢力からの離脱をはかる新羅を従え、倭国の干渉をたち、高句麗と互角に戦えるまでになった。時に五世紀後半のことである。また、百済王は、「王」・「侯」・「太守」・「將軍」等の中国制度をとりいれ、その支配体制をかためようとした。ところで百済王は、百済王朝内でそれらの任命をしておきながら、あらためて中国王朝に叙正（正式に任命すること）をねがっている。これは、百済国家の君長が△百済王▽であるのに、即位後、あらためて中国王朝に冊立を求めると通ずるものであろう。かつて辰王朝が採用した中国官制導入の支配方式が、ここにも、さらに強化された形でみられるのである。南朝鮮における中国王朝の権威の高さには、あらためて考えさせられるものがある。なお、百済王の任命と中国王朝の叙正の関係は、おそらく、△準官▽と△正官▽ともいうべき関係かと考えられる。つまり、百済王の任じた官はなお△準官▽待遇であり、それが中国王朝の叙正をうけるとはじめて△正官▽待遇に一段階昇進するようになつていたのであろう。⁽⁷¹⁾

百済王は、かかる百済社会の特殊性を背景に、官人補任権や△叙正推薦▽権、それにこれとも密接な関係のある外交権等を握り、上述の如き国際関係の中に△百済大王▽として登場してきたのである。なお、中国王朝を中心とする古代東アジアの国際社会にあつては、百済王の地位は倭国王にまさるものであつた。

五世紀後半の百済に△百済大王▽が成立し、国際的にもかなりの地位を占めたわけであるが、百済王が中国王朝に要請した百済貴族の「王」

・「侯」の叙正はついに容れられなかった。古代東アジアにおいて△大王▽制が決してめづらしいものでなかったことは、高句麗・新羅・倭における「大王」制で明らかであるが、他にも類例はみられる。突厥がそれである。突厥は驍々の制をうけ、その君長を「王」とはいわず、「可汗」と称したが、この「可汗」に「大」・「小」可汗があり、「大可汗」は複数の「小可汗」の上に君臨したのである。また、薛延陀にみた如く、中国王朝が、「可汗」の下に「小可汗」を封冊し、△大可汗▽制の成立を認める場合もあった。さらには、廻紇の如く、中国王朝が一時期に「可汗」の下に「王」を四名、「国公」を一名も封冊した例もある。また、南詔にあっては、その君主の下に「王」が封ぜられている。廻紇や南詔の君主は、それぞれ「可汗」・「南詔」であつて、「王」ではない。このことが彼等の下に「王」・「公」等をおきえた理由なのであろうか。⁽⁷³⁾しかし「可汗」の下に「小可汗」を認め、また、四夷のために「国王・率衆王・婦義侯・邑君・邑長、皆有丞、比郡県」(統漢書百官志五)の制を設けた例もあり、また、栗原朋信氏によれば、「小王」・「副王」・「裨王」・「輔国王」等の呼称もある⁽⁷⁴⁾という。中国王朝に与える意志があるならば、方法はいくらもあつたのである。しかも、百済の場合は、「王」はともかく、「侯」でさえも認められていないのである。

百済王が、その要請した「王」・「侯」を認められなかったというのは、彼がたまたま「王」であつたからというようなものではなく、当時の百済の国際的な地位とかかわりあるものであつたと思われる。薛延陀や廻紇は、かつての匈奴帝国にも比すべき大国であり、南詔も吐蕃から

「贊普鐘」とか「東帝」に冊立された強国であった。これに比するとき、百濟は△大國▽とはいえ、朝鮮半島さえ制圧しておらず、さらに倭国王にその軍事支配権をさえ主張されている有様であった。これでは、いかに中国王朝でも、その要請にそいかねたことであろう。

五世紀の「百濟王」は、東アジア社会にあつて、その地域を日本列島と朝鮮半島に限るとき、△大王▽と称しうる地位にも昇っていたが、その地域を中国王朝を中心とする東アジアの国際社会全体にひろげるとき、「王」・「侯」を従えるにはふさわしからぬものとみなされていたのである。⁽⁷⁵⁾

〔註〕

- (1) 「五世紀の△百濟大王▽とその王・侯」(『朝鮮史研究會論文集』四)。
なお、「古代東アジアの国際関係」(上) (『ヒストリア』四九) においても、この問題にふれておいたので参照されたい。
- (2) 拙稿「古代東アジアの日本と朝鮮——『大王』の成立をめぐる——」(『史林』五一—四)。
- (3) 梁書卷五四諸夷伝高句麗条。
- (4) 宋書卷九七夷蛮伝高句麗条。
- (5) 宋書卷三武帝本紀永初元年七月条。
- (6) 宋書卷九七夷蛮伝高句麗条。
- (7) 宋書卷九七夷蛮伝高句麗条参照。
- (8) 拙稿「古代東アジアの日本と朝鮮」(前掲)・「古代東アジアの国際関係」(上) (前掲) 註(53) 参照。
- (9) 宋書卷九七夷蛮伝倭国条。
- (10) 拙稿「古代東アジアの日本と朝鮮」(前掲)。
- (11) 北齊書卷七武成帝紀河清四年二月甲寅条。
- (12) 拙稿「古代東アジアの国際関係」(上) (前掲)・「五世紀の△百濟大王▽とその王・侯」(前掲)・「五世紀の日本と朝鮮——江畑武『四—六世

古代東アジアの△大王▽について

紀の東アジアの世界」を読んで——」(『続日本紀研究』一四三) 参照。

- (13) 三国志卷三〇魏書東夷傳韓・弁辰条。以下、本条によるものは特にことわらない。
- (14) 後漢書卷八五東夷傳韓条。
- (15) 楠本増吉氏は「辰王は世襲ではあるけれども、自ら立って王たるを得ず、常に辰韓の人々から立てられて王となったと解するか、或は辰韓は常に馬韓人の中からその王を立て、王位は世々相継いで絶ゆることはないが、辰王の自立を許さなかつたとも解せらるる」(『改訂増補東洋史上より見たる日本上古史』△昭和三年▽七二六頁) と二様の解釈を示し、末松保和氏は「辰王には常に馬韓人がなつた。その所謂『世世相継』とは、辰王の世襲制といふが如き、厳密な意味に解すべきではあるまい。いつも馬韓人がなつたといふことを、重ねていひあらはした文字であらう」。「辰王は自から立って王となるを得なかつた、といふ一句の意味は、甚だ解し難いが、その一つの解釈は辰王を選定する権が、馬韓(の特定国か、或は五十餘国全体)にあつたことである」(『新羅史の諸問題』△昭和二年▽一一二九頁) と解され、江上波夫氏は「辰王は外部から流移してきた人であつたので、馬韓諸国の承認を得なければ、自ら立って王となることはできなかつたが、実際は王位を世襲していた」(『アジア文化史研究——要説篇——』△昭和四〇年▽四三—四頁) と解しておられる。私は、弁辰韓二四国の中の一二国が辰王に属し、辰王はその国々を馬韓の人を用いて支配し、それは代々かわるところがなかつた、と説解する。
- (16) 三国志卷三〇魏書東夷傳倭人条に「倭国乱、相攻伐歴年。乃共立三一女子為王、名曰卑弥呼」とみえる。
- (17) 三上次男『古代東北アジア史研究』(昭和四一年) 一〇四頁。なお、辰王については註(15) 所引論稿を参照されたい。
- (18) 辰王の属下には、このほか「都尉・伯長」があるが、都尉については、魏志濊伝に「自単単大山領以西、屬濊浪、自領以東七郡、都尉主之。皆以濊為民。後省都尉、封其渠帥為侯」とある如く、東夷にも馴染みの官名であつた。伯長については後考を俟ちたい。

- (19) 栗原朋信「魏志倭人伝にみえる邪馬台国をめぐる国際関係の一面」(『史学雑誌』七三一—二)。
- (20) 「率善(邑君・中郎将・校尉)」の「率」字を称号につけたものには「率衆(王・侯)」、「率義(王)」がある。「率衆(王)」は次の史料からも理解される如く、「率衆(王)」の意味であろう。三国志卷三〇魏書烏丸伝所引魏略に「景初元年(二三七)秋、遣幽州刺史毋丘儉、率衆討遼東。右北平烏丸单于寇婁敦・遼西烏丸都督率衆王護留葉、昔随袁尚奔遼西。聞儉軍至、率衆五千余人降。寇婁敦遣弟阿羅奚等、詣闕朝貢。封其渠帥三十余人为王、赐輿馬繒采各有差」とある。「率義(王)」は「率義(王)」の意味かと思う。晋書卷一〇八慕容廆載記には「從宣帝伐公孫氏、有功拜率義王」とみえる。「率衆王」とは、「衆を率(ひき)いる王」、「率義王」は「義に率(したが)う王」の意であり、従って「率善邑君」も「善に率う邑君」というのが本来の意味であろうか。
- (21) 今西龍氏は「三国志に馬韓五十四国の一として列挙して居る伯濟即ち曹魏の頃の伯濟が、既に扶余種の王であったものとの解釈も出来ない事はない」(『百濟史研究』△昭和九年△六九頁)と述べておられる。
- (22) 宋書卷九七夷蛮伝百濟条・魏書卷一〇〇百濟国伝。
- (23) 晋書卷九簡文帝紀。
- (24) 拙稿「古代東アジアの日本と朝鮮」(前掲)註三③参照。
- (25) 金錫亨『三韓三国の日本列島内分国について』(村山正雄・都竜雨共訳)。詳細は拙稿「古代東アジアの日本と朝鮮」三三三—四頁参照。
- (26) 晋書卷一一〇慕容儁載記。
- (27) 百濟「王須」は、三国志の年紀によれば、三七五—三八四年にかけて在位し、三八四年「夏四月、王薨」じている。従って、梁書に伝える「晋大元中、王須遣獻生口」というのも、三七六—三八四年までの出来事であろう。この間の百濟の朝貢で明らかかなものは、三八四年七月の東晋朝貢である。晋書卷九孝武帝紀太元九年七月に「百濟遣使來貢方物」とみえる。このほか、太元七年(三八二)九月に「東夷五国、遣使來貢方物」ともみえており、そこに百濟の含まれる可能性もある。ところで、百濟王須の薨じた三八四年四月から遅れること三ヶ月、七月に東晋へ遣使した百濟王は誰か。近仇首王か、枕流王か。後考を俟ちたい。
- (28) 三品彰英『日本書紀朝鮮關係記事考証』上(昭和三七年)二一六—二一九頁参照。
- (29) 「曠支」・「直支」・「映」の関係については三品前掲書二四二頁に詳しい。
- (30) 宋書卷九七夷蛮伝百濟条。
- (31) 宋書卷九七夷蛮伝高句麗条。
- (32) 宋書卷九七夷蛮伝百濟条。
- (33) 台使とは、宋齋統筆台城少城によると「晋宋之間、謂朝廷禁省為台、云々、使者為台使」とある(諸橋轍次『大漢和辭典』臺使の条)。
- (34) 外交使節の百濟における地位については、拙稿「古代東アジアの國際關係」(上)(前掲)一六頁・註(45)を参照されたい。
- (35) 百濟の「左賢王」・「右賢王」については、拙稿「五世紀の△百濟大王▽とその王・侯」(前掲)の「百濟の『左賢王』・『右賢王』について」の項を参照されたい。
- (36) 拙稿「五世紀の△百濟大王▽とその王・侯」(前掲)。
- (37) 南齊書卷一六百官志四鎮將軍の条に「凡公・督府置佐。長史・司馬各一人。諮議參軍二人(下略)」とあり、都督軍府の屬官を考える参考となる。四九五年時の百濟外交使節團の構成が、まさに△長史・司馬各一人、參軍二人▽であり、当時の百濟王朝の中國制度の理解・活用を度合を物語るものであろう。なお、都督軍府とその屬官については、宮崎市定『九品官人法の研究』(昭和三二年)を参照されたい。
- (38) 拙稿「古代東アジアの國際關係」(上)(前掲)一六頁。なお、同稿一四・一五頁の「第2表、將軍を中心としてみる南宋官品表」および「第2表、百濟の將軍補任表」(前掲拙稿「五世紀の△百濟大王▽とその王・侯」五八頁)を参照せられたい。
- (39) 長史高達の「行建威將軍広陽太守」、司馬楊茂の「行建威將軍朝鮮太

守」が、たとえ四九〇年以前の遣宋使当時のものであったとしても、その時から四九〇年の現時点まで存在しつづけたことに変わりはない。なお、「行〇〇將軍△△太守」の「行」とは、日本古代史に馴染みの「凡任」内外文武官、而本位有^三高下^二者、若職事卑為^レ行、高為^レ守」(選叙令義解6任内外官条)の「行・守」と、この場合は関係ない。詳論は他日に俟たねばならぬが、「仮行職」(史料(A)・(B))、「仮行署」(史料(D))等と使われ、「仮行」と記される場合もある。「仮行寧朔將軍臣姐瑾等四人、振竭^三忠効^二」(史料(A))の「仮行」は「行」と同じ意味に使われている。また、この「仮行」は、魏書百濟國伝にみえた「謹遣^三私署冠軍將軍駙馬都尉弗斯侯長史余礼・龍驤將軍帶方太守司馬張茂等^二」の「私署」と同じ意味と思われる。いずれも、正式の手続きを経ないものに対する謂であろう。つまりは、中国王朝の除正をえていないということである。宋書百官志に「除拜則為^三參軍事、府板則為^レ行參軍^二」とあり、これを宮崎市定氏は「天子より除拜すれば參軍事(正參軍)たり、府より板授すれば行參軍とす」と読まれ、「參軍は……中央から任命するのであるが、若し府主が独断で任命すればそれは行參軍であった」という(同氏『九品官人法の研究』二二七―八頁)。「行」を解する参考となろう。もっとも、百濟王朝は、中国王朝の叙正が得られなくとも、「〇〇將軍△△太守」の任命は行なっており、それはそれとして百濟王朝では通用していたものと思われる。

- (40) 拙稿「古代東アジアの国際関係」(上) (前掲) 一八頁。
- (41) 拙稿「古代東アジアの日本と朝鮮」(前掲)
- (42) 三国史記卷二五百濟本紀蓋鹵王二年秋九月条。
- (43) 拙稿「古代東アジアの国際関係」(上) (前掲) 一九頁、第3表「高句麗・百濟・倭三国王將軍補任表」参照。
- (44) 周書卷五〇異域伝突厥条。
- (45) 隋書卷八四北狄伝突厥条。
- (46) 隋書卷八四北狄伝突厥条。
- (47) 拙稿「古代東アジアの国際関係」(上) (前掲) 九―一〇頁。

古代東アジアの△大王▽について

(48) 突厥がこの頃、冊立した可汗には、他に「南面可汗」王須拔がある(資治通鑑卷一八六唐紀高祖武德元年一月条所載考異所引「革命記」)。

(49) 護雅夫前掲書二七二―三頁によれば、「形式的、たてまえとして」の「唯一にして最高の主権者、君主」にすぎず、小可汗の中には「実質的勢力」において、大可汗を凌ぐものさえあったといひ、また、「大」「小」の区別は「形式的なこと、実質的には、『大』、『小』の区別すら存在しないのが実情ではなかったか」といつている。専門家の所説として傾聴すべきものと思うが、私がいま問題にしているのは、形式的にせよ「大」・「小」の区別がつけられていた点に關してである。

(50) 旧唐書卷一九九下鉄勒伝・唐会要卷五六薛延陀。

(51) 冊府元龜卷九七八外臣部封冊一。

(52) 唐会要卷九四北突厥。

(53) 唐会要卷九六薛延陀。

(54) 冊府元龜卷九六四外臣部封冊二。

(55) 唐会要卷九六薛延陀。

(56) 唐会要卷九四北突厥・冊府元龜卷九六四外臣部封冊二。

(57) 冊府元龜卷九六四外臣部封冊二。

(58) 唐会要卷九六薛延陀。

(59) 薛延陀の国際社会における位置づけや、和親との関係、また外交の意義については、前掲拙稿(上)参照。なお、護雅夫「突厥と隋・唐王朝」(『古代トルコ民族史研究』1)にも詳細な論があり、拙稿は同論文から多大な示唆をうけたものである。

さて、薛延陀と和蕃公主の關係について、次の点を補足しておきたい。貞觀一六年(六四二)一〇月、唐の太宗は、屈強となった薛延陀への対策として二策を群臣に計った。兵を發して殄滅するか、婚姻によりて撫するか。房元齡は和親を便とし、ここに新興公主の降嫁が許された。そこで貞珠毗伽可汗は、翌一七年(六四三)姪を遣わして納聘し羊馬を獻じた。ところが、かつて鉄勒諸部の推戴をうけ、薛延陀の「小可汗」の上に立ち△大▽可汗となった(隋書鉄勒伝)祖先をもつ鉄勒の契苾何力は、公主降

嫁に反対し一策を献じた。△大可汗▽たる夷男に親から迎えにくるよう命ぜよ、さらば敢て来たらざらんとしたのであった。だが、太宗や何力の思惑は外れ、可汗は「往必不返」と主張する群臣の言をも斥け、はるばる会礼に赴いてきた。たまたま聘礼の羊馬が半減し、また期日に間に合わなかったを理由に、太宗は褚遂良等の反対をおしきって和親を拒否した。この和親問題は、可汗の支配力を強化した反面、「薛延陀本無三府庫、至厚斂諸部、以充聘財」という無理をしながら、結局和親に成功せず、可汗の威信を損い、ついに「諸部怨叛。延陀由是衰弱」との悲劇的要素をもはらんでいたのである。以上、唐会要卷九四沙陀突厥条による。

(60) 薛延陀を△大▽とし、突厥を△小▽とすること、唐会要卷九四北突厥条にみゆ。なおそこでは封冊の前後で大小を決めているが、可汗の地位からすれば「大可汗」たることを約束されたことになろう。

(61) とくにごとわらぬ限り、旧唐書卷一九五廻紇伝・唐会要卷九八廻紇条による。

(62) 護前掲書第二編第三章参照。

(63) 護前掲書第二編第二章。

(64) 藤沢義美「南詔国の支配階層について」(「岩手大学学芸学部研究年報」二〇)。

(65) 旧唐書卷一九七南詔蛮伝。

(66) 藤沢前掲論文参照。

(67) 旧唐書卷一九七南詔蛮伝。なお、以後とくにごとわらぬ限りこれによる。

(68) 新唐書卷三二二上南蛮伝。

(69) 資治通鑑卷二三三唐紀四九貞元五年二月条。

(70) 拙稿「古代東アジアの国際関係―和親・封冊・使節よりみたる―」(下)(前掲)は、中国外交使節の地位から、国際関係を見るとき、南詔が廻紇・吐蕃につぐ高位にあったことを指摘したが、その背景には本稿のような事情があったのである。これをもって前稿の補足としたい。なお、南詔

の動向については、藤沢義美「南詔国の成立と吐蕃との関係」(「東洋史研究」二五―二)が参考となる。

(71) 註(39)参照。なお、中国王朝の叙正をうけたものが△正官▽とみなされた背景には、中国王朝の権威もさることながら、具体的には△もの▽があったと思われる。一、二例をあげれば、高句麗王高雲や高延が北魏の封冊をうけたさい、「衣冠服物車旗之飾」を与えられ、梁が麗王高安に授けたものに「寧東將軍衣冠劍佩」があった(魏書卷一〇〇高句麗伝)。また、本稿でふれたものでいえば、唐は薛延陀の可汗に「鼓纛」を授け、南詔には金印を授けている。

(72) 拙稿「古代東アジアの日本と朝鮮―「大王」の成立をめぐる―」(前掲)。

(73) 栗原朋信氏は「『大王』という称号は、当時の中国の冊封体制中には存在していなかった」と指摘されている(「日本から隋へ贈った国書」△日本歴史二〇三▽・「邪馬台国と大和朝廷」△「史観」七〇▽)。

(74) 栗原朋信「邪馬台国と大和朝廷」(「史観」七〇)。

(75) 古代東アジア社会における諸国の国際関係、国際的地位について、中国王朝を中心とする、しかもきわめて一部分ではあるが、「古代東アジアの国際関係―和親・封冊・使節よりみたる―」(上)・(下)(「ヒストリア」四九・五〇)に考察しており参照されたい。

〔附記〕

本稿は、△百濟大王考補論▽とサブタイトルに記した如く、「五世紀の△百濟大王▽とその王・侯―古代東アジアの△大王▽と関連させて―」というテーマで成稿したものの一部を中心にとめたものである。なお、本論の部分は「五世紀の△百濟大王▽とその王・侯」(『朝鮮史研究論文集』第四集、掲載)として、補論の高句麗・新羅・倭に関しては「古代東アジアの日本と朝鮮―大王の成立をめぐる―」(「史林」五一―四)というテーマで、それぞれまとめてみた。あわせて参照していただければ幸いである。